

【フラット35】Sとの併用について

金利引下げの組み合わせ	金利の引下げの期間及び幅
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Aプラン)	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55% 6年目から10年目まで 年▲0.3%
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Bプラン)	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5% 6年目から10年目まで 年▲0.25%
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Aプラン)	平成29年9月30日以前に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.55%
【フラット35】子育て支援型 + 【フラット35】S (金利Bプラン)	平成29年10月1日以後に取扱金融機関に申し込まれた方 当初5年間 年▲0.5%

※【フラット35】子育て支援型と【フラット35】リノベの併用については、住宅金融支援機構またはお申込み予定の金融機関にお問い合わせください。

(注) 【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用に当たっては、【フラット35】子育て支援型の要件(中面参照)に加えて、【フラット35】Sの要件として、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。お客さまコールセンター(Tel.0120-0860-35)までお問い合わせください。
 【フラット35】子育て支援型および【フラット35】Sには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。

毎月の返済額・総返済額の試算(比較)

【試算例】借入額3,000万円(融資率9割以下)、借入期間35年、元利均等返済、ボーナス返済なし、借入金利年1.12%※、平成29年9月30日以前申込受付の場合
 ※平成29年4月における返済期間が21年以上35年以下、融資率9割以下の場合の【フラット35】の最頻金利

【フラット35】子育て支援型なら【フラット35】より総返済額が約38万円お得！
【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用なら【フラット35】より総返済額が約83万円お得です！

	【フラット35】	【フラット35】子育て支援型		【フラット35】子育て支援型と【フラット35】S(金利Bプラン)の併用	
		当初5年間	6年目以降	当初5年間	6年目以降
借入金利	全期間 年1.12%	当初5年間 年0.87%	6年目以降 年1.12%	当初5年間 年0.57%	6年目以降 年1.12%
毎月の返済額	全期間 86,373円	当初5年間 82,880円	6年目以降 85,893円	当初5年間 78,807円	6年目以降 85,301円
総返済額	36,276,809円	35,894,332円		35,436,967円	
【フラット35】との比較(総返済額)	—	▲382,477円		▲839,842円	

取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。試算結果の数値は概算です。

(注) 上記総返済額には、融資手数料、物件検査手数料、機構団体信用生命保険の特約料※、火災保険料等は含まれず、別途お客さま負担となります。※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。

松田町と住宅機構が連携

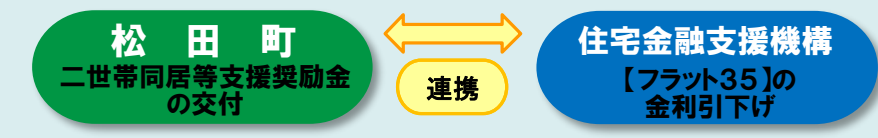
松田町と機構は、子育て世帯の住宅取得を応援します！

【フラット35】子育て支援型

【フラット35】子育て支援型とは、子育て支援について、積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

松田町では平成29年8月1日からお取扱い開始となりました。

松田町と住宅金融支援機構は平成29年8月1日に松田町二世帯同居等支援奨励金について、【フラット35】子育て支援型にかかる協定書を締結しました。フラット35の借入れの契約時までにはフラット35取扱金融機関へ、松田町担当窓口で発行される「利用対象証明書」をご提出ください。





平成30年3月31日までの申込受付分に適用(※)

金利引下げプラン	金利引下げ期間	金利引下げ幅
【フラット35】子育て支援型	当初5年間	【フラット35】の借入金利から 年▲0.25% 【フラット35】S併用の場合 年▲0.55%

(※) 【フラット35】子育て支援型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。松田町二世帯同居等支援奨励金について予算に達した場合は、【フラット35】子育て支援型利用対象証明書交付申請の受付を終了させていただきます。同補助金の予算に達する見込みについては松田町担当窓口にてご確認ください。

(注1) 【フラット35】子育て支援型は、【フラット35】借換融資にはご利用できません。
 (注2) 平成29年10月1日以降に取扱金融機関に申し込まれた方は、【フラット35】子育て支援型と【フラット35】Sの併用の場合の金利引下げ幅が当初5年間▲0.50%(金利Aプランは6年目から10年目まで年▲0.25%)となります。

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件については、中面をご覧ください。

○松田町二世帯同居等支援奨励金のご相談は	【フラット35】に関するご相談は
 松田町 松田町 定住少子化担当室 TEL 0465-84-5541	 お客さまコールセンター ハロー フラット35 0120-0860-35 (通話無料) 営業時間：毎日9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください(通話料がかかります。)。 048-615-0420

【フラット35】子育て支援型をご利用いただくには

松田町二世帯同居等支援奨励金及び【フラット35】子育て支援型の要件に合致する必要があります

松田町二世帯同居等支援奨励金の概要

制度の紹介

この制度は、松田町の二世帯同居を促進することで子世帯が子どもを安心して産み育てられ、また、高齢者等が安心して暮らせる健康で幸せな住環境を創るために、「ふるさと」である松田町に新たに住宅を建築もしくは購入、または既存住宅を二世帯住宅等に増改築して親世帯と同居する子世帯に対して、奨励金を交付するものです。
奨励金の一部は、地域活性化や商工振興を目的とし、町内で利用できる商品券で交付しています。

交付対象の要件

- 同居する親が、1年以上継続して松田町内に居住・住民登録していること
- 子世帯が新たに取得した住宅または増改築をした住宅に、居住・住民登録していること。
- 子世帯が同居のための住宅の取得に係る費用を支払っていること。
- 子世帯・親世帯の全員が町税等の滞納がないこと。
- 同居の状態が1年以上継続すること。
- 取得住宅の延べ床面積が50平方メートル以上であること。
※ なお、一戸建て住宅の場合は、【フラット35】の申込要件として70平方メートル以上である必要があります。

※ 別荘等の一時的に使用するものやアパートなどの賃貸を目的としたものは対象となりませんのでご注意ください。
※ ワンルームマンション・中古住宅の購入は対象となります。
※ 共有名義の場合は、申請者持分が2分の1以上の方をお願いします。分譲マンションの場合は、共有部分は含まず、専用部分の延べ床面積で判定します。
※ 公共工事等により住宅移転の補償がされている場合は対象外となります。

申請期限

建物登記完了日または子世帯の世帯主が松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から
6か月以内に申請してください。

奨励金の額

30万円

※うち10万円は松田町商工振興会の発行する商品券での交付となります。

松田町二世帯同居等支援奨励金について、詳しくは町ホームページをご覧ください。
<https://town.matsuda.kanagawa.jp/site/teiju-syoushi/h27nisetai.html>



【フラット35】子育て支援型をご利用いただくための要件

子世帯が【フラット35】子育て支援型の利用申請時点で、中学生以下の子を扶養し同居していること

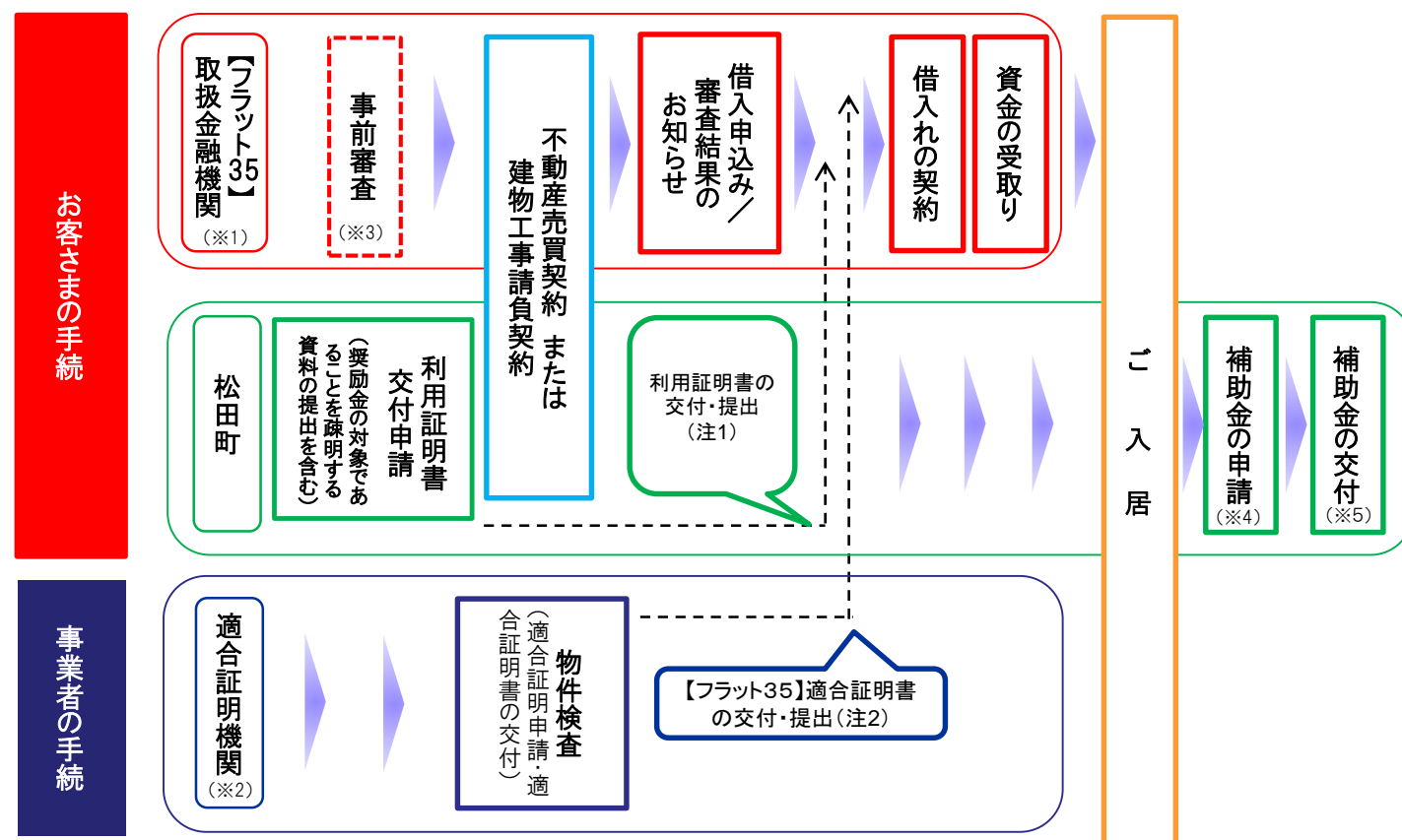
松田町から、「フラット35子育て支援型利用対象証明書」(注1)(※)の交付を受ける

申請手続き

「利用証明書」の交付を受けるには、松田町あてに必要書類を提出していただく必要があります。

(注1)以下「利用証明書」といいます。
(※)「フラット35子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」交付の詳細については、松田町担当窓口へご確認ください。

利用手続きの流れ



中古住宅を購入し増改築を行う場合、通常は【フラット35(リフォーム一体型)】をご利用頂くことになるため、手続きの流れが異なります

- (注)上図は、一般的な手続の流れを示しています。金融機関、松田町および適合証明機関における手続の順序は問いません。ただし、注1(利用証明書)および注2(【フラット35】適合証明書)は、借入れの契約時まで金融機関へ提出する必要があります。
- (※1)借入申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。
- (※2)適合証明機関は、検査機関または適合証明技術者(中古住宅購入の場合のみ)となります。
- (※3)取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。
- (※4)建物登記完了日または子世帯の世帯主が松田町に住民登録をした日のいずれか遅い日から6か月以内に申請してください。
- (※5)松田町二世帯同居等支援奨励金の交付は、ご入居後のお手続きとなります。

《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、【フラット35】の取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●借入額は100万円以上8,000万円以下(1万円単位)で、建設費または購入価額(非住宅部分を除く。)以内となります。また、年取等、審査の結果によってはご希望の借入額まで借入れできない場合があります。●融資率とは、建設費または購入価額に対して、【フラット35】の借入額の占める割合をいいます。●融資手数料は、お客さま負担となります。融資手数料は取扱金融機関により異なります。●借入金利は、資金受取時の金利が適用となります。●【フラット35(買取型)】では、借入期間(20年以下・21年以上)、融資率(9割以下・9割超)に応じて、借入金利が異なります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。借入金利は取扱金融機関により異なります。●借入金利は毎月見直されます。●融資率が9割を超える場合は、返済の確実性等をより慎重に審査します。●最長35年の返済が可能です。ただし、お客さまの年齢により借入期間が短くなる場合があります。●住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることについて、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受ける必要があります。あわせて、新築住宅では、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認しています。物件検査手数料はお客さま負担となります。物件検査手数料は、検査機関または適合証明技術者により異なります。●【フラット35】子育て支援型を利用する場合には、地方公共団体から「フラット35子育て支援型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●借入対象となる住宅及びその敷地に、【フラット35(買取型)】では住宅金融支援機構、【フラット35(保証型)】では取扱金融機関を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定していただきます。なお、抵当権の設定費用(登録免許税、司法書士報酬等)は、お客さま負担となります。●【フラット35(買取型)】では、借入対象となる住宅について、火災保険(損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済)に加入していただきます(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。火災保険料は、お客さま負担となります。●万一の場合に備え、団体信用生命保険への加入をお勧めしています。【フラット35(買取型)】では、機構団体信用生命保険の特約料※はお客さま負担となります(【フラット35(保証型)】は取扱金融機関によって取扱いが異なります。)。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。●【フラット35】子育て支援型、【フラット35】S及び【フラット35】リノベは、借換融資には利用できません。●取扱金融機関の借入金利、融資手数料、返済額の試算等の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●説明書(パンフレット等)は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。

※平成29年10月1日申込受付分から、団信の加入に必要な費用を住宅ローンの月々の返済金に含めた団信付きの【フラット35(買取型)】の取扱いを開始いたします。